

◎新潟県訓令第4号

土 木 部  
新発田地域振興局  
三条地域振興局  
十日町地域振興局  
佐渡地域振興局

次に掲げる訓令は、平成30年3月31日限り廃止する。

平成30年3月30日

新潟県知事 米 山 隆 一

- (1) 笠堀ダム操作規則（昭和40年新潟県訓令第24号）
- (2) 内の倉ダム操作細則（昭和49年新潟県訓令第30号）
- (3) 加治川治水ダム操作細則（昭和50年新潟県訓令第14号）
- (4) 下条川ダム操作細則（昭和52年新潟県訓令第24号）
- (5) 胎内川ダム操作細則（昭和60年新潟県訓令第28号）
- (6) 久知川ダム操作細則（昭和61年新潟県訓令第12号）
- (7) 城川ダム操作細則（平成9年新潟県訓令第7号）